

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置
2	要望の内容	<p>【国税】</p> <p>(1) 認定特定非営利活動法人に対する寄附者に関して、その所得税に税額控除方式(控除率:国税 40%、地方税 10%、控除限度額:25%)を導入し、現行の所得控除との選択制とする(新設)。</p> <p>(2) 認定を取得しようとする特定非営利活動法人に関して、認定の要件の一つであるパブリック・サポート・テスト(PST)に「3,000 円以上の寄附者が 100 名以上」という基準を導入する(新設)。</p> <p>(3) 地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人に関して、PST要件等を求めないこととする((7)関連)(新設)。</p> <p>(4) 認定を取得しようとする特定非営利活動法人に関して、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する(新設)。</p> <p>(5) 認定特定非営利活動法人に関して、みなし寄附金の控除限度額を所得金額の 50%(または 200 万円)へ引き上げる(現行 20%)(拡充)。</p> <p>(6) 認定を取得しようとする特定非営利活動法人に関して、PSTの基準値を 1/5 とする特例を恒久化する(本則 1/3)(延長)。</p> <p>【地方税】</p> <p>(7) 特定非営利活動法人に対する寄附者に関し、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を、地方団体が条例に基づき独自に指定できる仕組みを導入する((3)関連)(新設)。</p> <p>(8) 認定特定非営利活動法人及び上記条例指定された特定非営利活動法人に対する寄附者に関して、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の 5 千円から 2 千円に引き下げる(新設)。</p>
3	担当部局	<p>部局(課)名: 市民活動促進課</p> <p>担当課長 北池隆 (内線 84240) 代表☎5253-2111</p> <p>担当補佐 尾原知明 (内線 84247) 直通☎3581-9965</p> <p>担当者 柴山和貴 (内線 84243) FAX 3581-0641</p>
	評価実施時期	平成 22 年 7 月(23 年度税制改正要望とりまとめ時)
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 13 年度の認定特定非営利活動法人制度創設以降、平成 13・14・15・17・18・20・22 年度と要望を提出し、累次の改正が行われてきた。
6	適用又は延長期間	恒久化(制度化)を要望。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>公共的な活動を行う機能は、従来の行政機関、公務員だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含めた多様な担い手が、多様な分野において共助の精神で参加することによって担われる必要がある。これがいわゆる「新しい公共」のイメージであり、この担い手の一つが特定非営利活動法人である。</p>

		<p>同法人は現在全国で約4万法人を数えるが、財政基盤に不安を抱えているところも多く、活動の継続性を確保するためには、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。</p> <p>上記の状況を踏まえて、税制調査会の下に「市民公益税制PT」が設置され、寄附優遇税制の拡充や認定NPO法人の認定基準の見直し等について集中的な議論が行われ、その成果が今回「中間報告書」という形でまとめられた。</p> <p>今回は、上記の問題意識の下、それに対応する施策をとりまとめた「中間報告書」の主な施策について、改めて税制改正要望するものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新成長戦略」(平成22年6月18日 閣議決定) 第3章(6)雇用・人材戦略(国民参加と「新しい公共」の支援) P33「…また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」 ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成22年6月4日) P5「…「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。…」 ・「市民公益税制 PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム平成22年4月8日) P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定NPO法人の認定基準(PST等)の見直し、3 地域において活動するNPO法人等の支援(個人住民税)…以上の諸施策については、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。…」
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策分野…市民活動促進 ・政策…市民活動の促進 ・施策…市民活動の促進 <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日 閣議決定)の中の第3章「7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果」における「フロンティアの開拓による成長」のうち、(6)雇用・人材戦略(国民参加と「新しい公共」の支援)に位置づけられる。</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動が市民一人一人の寄附によって支えられる環境を整備することで、これら法人の活動の一層の促進を図る。特に、認定といった税制上の優遇を伴う措置の付与に関しては、法人の活動を身近に見ている地方団体等の判断を尊重する仕組みとする。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(特定非営利活動法人を含む)NPO等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5~10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円~1兆3千億円(GDP比0.1~0.2%))とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)p82)。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人については、その財政基盤の脆弱さが、その活動を維持する上での問題とされている。目標である法人活動が寄附によって支えられる環境の整備により、法人の財政上の問題が緩和され、法人活動が促進されることになる。これは、国民一人一人の寄附を通じて法人の活動を支えること、すなわち「新しい公共」へ参加すること、これは政策目的に相当する。

8	有効性等	① 適用数等	<p>○認定特定非営利活動法人数(平成 20、21 年度末は実績。平成 22、23 年度末は推計。平成 23 年度末には仮認定法人数を含む。)…2(1)、(2)、(6)、(8) 関連 (平成 20 年度末)93 法人 (平成 21 年度末)127 法人 (平成 22 年度末)約 260 法人 (平成 23 年度末)約 1,100 法人(うち仮認定法人約 700 法人)</p> <p>○条例指定を受ける特定非営利活動法人数(推計)…2(3)、(7)関連 (平成 23 年度末)約 700 法人</p> <p>○仮認定法人数(推計)…2(4)関連 (平成 23 年度末)約 700 法人</p> <p>○みなし寄附金制度を利用する法人数(すべて推計)…2(5)関連 (平成 20 年度末)8 法人 (平成 21 年度末)10 法人 (平成 22 年度末)約 20 法人 (平成 23 年度末)約 30 法人</p> <p style="text-align: right;">※以上についての算定根拠は(別添 1)参照。</p> <p>○拡充・延長の要望について想定より僅少でないか、偏っていないか</p> <p>・認定法人数の推移 PST 基準の引き下げの効果、及び個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人数は、すなわち認定特定非営利活動法人数の推移で見ることとなる。認定法人数の推移については、特に事前に想定した数値目標は立てていないが、制度創設以来、増加してきている(13 年度末 3 法人、14 年度末 12 法人、15 年度末 22 法人、16 年度末 30 法人、17 年度末 40 法人、18 年度末 58 法人、19 年度末 80 法人、20 年度末 93 法人、21 年度末 127 法人。いずれも実績)。</p> <p>・みなし寄附金制度の利用法人数 みなし寄附金制度の利用状況については、認定法人にアンケート調査を実施しているところ。認定法人数が年々増える中で、回答があった法人のうち、利用している法人の比率は過去毎年 8%前後と安定しており、同制度の利用者が特定の法人に偏っていることはないと考えられる。</p>
		② 減収額	<p>○寄附金の税額控除に伴う減収見込み(23 年度推計)…2.(1)関連 ・国税約 1.2 億円、地方税約 0.6 億円</p> <p>○みなし寄附金の控除限度額の引上げに伴う減収見込み(23 年度推計)…2.(5)関連 ・国税約 700 万円、地方税約 230 万円</p> <p>○個人住民税の寄附金税額控除に係る対象法人の拡大に伴う減収見込み(23 年度推計)…2.(7)、(8)関連 ・国税約 3,500 万円、地方税約 900 万円</p> <p>※なお、2.(2)、(3)、(4)、(6)の影響は、それぞれの減収見込み額に含まれている。つまり、それぞれは認定基準に係るものであり、結果として認定法人数の変化として表れる。そして、上記それぞれの減収見込み額は認定法人数の変化を踏まえたものである。</p> <p style="text-align: right;">※以上についての算定根拠は(別添 2)参照。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>・租税特別措置に関する要望内容(2.)は大きく分けて、ア)法人への寄附を促すもの(2.(1)(8))、イ)一定の活動を行っている、もしくは行う意欲がある法人であるにもかかわらず、今までは PST 基準を満たすこと等が出来ずに認定が得られていない法人について認定もしくは認定に準ずる措置を与えるもの(2.(2)(3)(4)(6)(7)、ウ)寄附以外に事業もそれなりに行っている法人への措置(2.(5))となる。</p>

			<p>特定非営利活動法人には財政基盤が脆弱で、その活動の継続性に支障をきたしているところも多い。このような状況において、一般的に寄附を促す環境が整備される(上記ア)上に、認定を得る(上記イ)ことで個人等からの寄附の税制上の優遇措置が付与されれば、法人にとっての財政上の問題が緩和され、その活動が促進されることになる。加えて、認定を取得することで、「みなし寄附金制度」の活用により課税所得を減らすことができる(上記ウ)ため、さらに法人の財政にとってプラスとなる。</p> <p>具体的には、23年度末には認定法人・仮認定法人の数が約1,100法人となると試算されるほか、これとは別に条例指定により本認定並の扱いとなる法人が約700法人になると試算される(21年度末認定法人数の実績は127法人)。これら法人への寄附が増加すること、及びこれら法人の活動が活発になることが、すなわち、政策目的である「新しい公共」実現への一つの道筋となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>・「測定指標」は、2020年(平成32年)に特定非営利活動法人を含むNPO等に対する個人の寄附額を09年(平成21年)と比べてGDP比5~10倍増とすることを目指すものであり、特定非営利活動法人への個人寄附に限定した目標ではない。しかし、認定法人数の推移に着目すれば、21年度末の認定法人数の実績127法人に対して、上記租税特別措置等(2.)によって、23年度末には認定法人・仮認定法人数が約1,100法人、条例指定による法人が約700法人になると試算され、この法人数の増加に相当する寄附総額の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>・認定法人数で比べてみると、仮認定制度がない現状のままでは23年度末は約400法人と試算される。一方、租税特別措置等(2.)の新設により達成されると見込まれる法人数(23年度末。認定法人・仮認定法人 約1,100法人、条例指定法人 約700法人)の1/4にとどまる※。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>・平成16年度、特定非営利活動法人(約2.1万法人)が生み出した付加価値は約1,000億円といわれる(内閣府非営利サテライト勘定報告書)。1法人当たりの付加価値は約480万円となる。</p> <p>一方、認定法人数は租税特別措置等の新設等により、措置等がない場合に比べて23年度末には約1,400法人増えると試算される(上記※参照)。また、認定法人の社員数(中央値)は一般法人の約3.7倍であり(内閣府アンケート調査)、付加価値もそれに比例するとすれば、認定法人1法人当たりの付加価値は約1,800万円となる。</p> <p>これより、認定法人が約1,400法人増加することによる23年度の付加価値の増加額は、約1,400法人×(約1,800万円-約480万円)=約185億円となり、減収見込み額の総額約2.3億円よりも大きいと見込まれる。</p> <p>以上より、税収減を是認するに足る効果があると認められる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>・政策目的は、特定非営利活動法人を含む多様な主体が、これまで政府が担ってきた分野において当事者として参加、協働する場である「新しい公共」を実現することである。このように社会のあり方を大きく変革するには、特定の補助金制度の創設や特定の規制の見直しでは不可能である。とりわけ、特定非営利活動法人においては、国民の自発的な寄附等を通じた活動への支援が不可欠である。このため、今回、2.に掲げた租税特別措置等をとることが必要であり、適切である。「新しい公共」宣言においても、思い切った制度改革や運用方法の見直しの必要性がうたわれているところ(「新しい公共」宣言 要点)。</p> <p>(特定非営利活動法人に関しては、2.に掲げた租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。)</p>

		<p>③ 地方公共 団体が協 力する相 当性</p>	<p>・今回、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を、地方団体が条例に基づき独自に指定できる仕組みの導入を要望する(2.(7))。これは、そもそも、特定非営利活動法人は地域において様々な活動を行っており、その法人格の付与は各都道府県等が行う仕組みであることなどから、法人の存在が身近であるとされる地方団体がそれぞれ独自に指定することが望ましいためである。これにより、地方それぞれの実情に応じた、法人活動の展開が可能になる。</p>
10	有識者の見解	<p>・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成 22 年 6 月 4 日) P5「…「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定 NPO の「仮認定」と PST 基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。…」</p> <p>・「市民公益税制 PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム平成 22 年 4 月 8 日) P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定 NPO 法人の認定基準(PST 等)の見直し、3 地域において活動する NPO 法人等の支援(個人住民税)…以上の諸施策については、23 年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。…」</p>	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>_____</p>	

(別添1)

「8 有効性 ①適用数等」の算定根拠

1. 22年度末、23年度末の認定特定非営利活動法人数

(22年度末の認定法人数)

127 法人(21年度末の法人数) + 約 130 法人(22年度中に増える見込みの法人数) ※ = 約 260 法人

※(159 法人(22年7月1日の法人数) - 127(21年度末の法人数)) × 4 = 約 130 法人

…22年度以降の年当たりの増加法人数とみなす

(23年度末の認定法人数)

約 400 法人(本認定法人数) + 約 700 法人(仮認定法人数) = 約 1,100 法人

・本認定法人数

127 法人(21年度末の法人数) + 約 130 法人(22年度中に増える見込みの法人数)

+ 約 130 法人(23年度中に増える見込みの法人数) = 約 400 法人

※23年度には、本認定においては制度的にPSTの絶対値基準(要望ベースでは3,000円以上の寄附者が100名以上)が導入され、現行のPST基準との選択制になる。その分の影響については、23年度は導入初年度であり、ほとんどが仮認定法人になると想定して考えない。

・仮認定法人数

ここでは、仮認定制度は現行の認定基準からPST基準を除いたものと仮定。しかし、それではどれだけの法人が認定を取得するかについては皆目見当がつかないので、ここでは、本認定基準の一つである絶対値基準(要望ベース。3,000円以上の寄附者が100名以上)を満たす程度の法人が仮認定法人になりうると仮定する。

内閣府が法人に対して行った調査の個表(非公表)からは、3,000円以上の寄附金は全寄附の約70%を占める一方、100名以上の寄附者を集める法人は全体の約4%となる。そこで、両方を満たす法人は全法人の(約70% × 約4%) = 約3%と考える。

23年度末の特定非営利活動法人数は、21年度末が約4万法人で、最近は年約3,000法人ずつ増加しているので約4.6万法人(=約4万法人 + 3,000法人 × 2年)になるとすると、23年度末に仮認定法人になりうる法人数は、約4.6万法人 × 約3% = 約1,400法人となる。

この約1,400法人すべてが仮認定法人になるのではなく、一部は地方が独自に条例指定して本認定法人並みに扱われると考える。どれだけが条例指定されるかも分からないので、ここでは、仮に半分が条例指定の法人、半分が仮認定法人になるとする。したがって、ここでは、仮認定法人数は約700法人(条例指定法人約700法人)とする。

2. 条例指定を受ける特定非営利活動法人数

(23年度末の法人数)上記の考え方により、約700法人。

3. 仮認定法人数

(23年度末の法人数)上記の考え方により、約700法人。

4. みなし寄附金制度を活用する法人数

過去の年度も含めて、どれだけの数の認定法人がみなし寄附金制度を活用しているのかの正確なデータはない。そこで、過去に認定法人に対して内閣府が行ったアンケート調査結果(非公表)を踏まえ、全数を推計した。同調査によれば、回答のあった認定法人のうち、毎年約8%前後の法人がみなし寄附金制度を活用している結果となった。

したがって、

(20年度末)93 法人(認定法人数 実績)×約 8%=8 法人

(21年度末)127 法人(同上)×約 8%=10 法人

(22年度末)約 260 法人(認定法人数推計。上記1. 参照)×8%=約 20 法人

(23年度末)約 400 法人(同上)×8%=約 30 法人

(別添2)

「8 有効性 ②減収額」の算定根拠

1. 寄附金の税額控除導入に伴う減収見込み

国税約 1.2 億円、地方税約 0.6 億円

(前提)認定特定非営利活動法人に対する寄附に関して、税額控除(国税 40%、地方税 10%)を導入し、
現行の所得控除との選択性とする。

(本認定法人の総受入寄附金額)

- ・ 内閣府のアンケート調査結果(「平成 21 年度 特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査」22 年 3 月 未公表)に基づき、認定 NPO 法人 1 法人当たりの受入寄附金額(中央値)は約 240 万円(前々事業年度と前年事業年度の平均)。
- ・ 全国の認定法人数。想定される認定法人数は、約 400 法人(23 年度末想定。22 年 4 月 1 日 127 法人、同年 7 月 1 日 159 法人(年換算約 130 法人)のペースで増加すると想定。)

本認定法人の総受入寄附金額は 約 240 万円×約 400 法人=約 9.6 億円(23 年度末想定)。

※23 年度には、本認定においては制度的に PST の絶対値基準(要望ベースでは 3,000 円以上の寄附者が 100 名以上)が導入され、現行の PST 基準との選択制になる。その分の影響については、23 年度は導入初年度であり、ほとんどが仮認定法人になると想定して考えない。

(仮認定法人の総受入寄附金額)

- ・ 一方、仮認定制度の創設に伴う仮認定法人の数。この場合、PST に新たに導入される本認定に関する絶対値基準(ここでは「3,000 円、100 人以上」とする)を満たすレベルの法人の一部が新たに仮認定法人になるとの仮定をおく。

この基準を満たす特定非営利活動法人は、同上アンケート調査の個票(非公表)からみると、約 70% (3,000 円以上の寄附金)×約 4%(100 人以上の寄附者)=約 3%。したがって、この絶対値基準を満たす法人数は、約 4.6 万法人×約 0.03=約 1,400 法人(23 年度末)存在する。

ただし、ここではこの約 1,400 法人のすべてが仮認定法人になるのではなく、その半分の 700 法人が仮認定の申請を行って仮認定法人となると仮定する。ちなみに、残りの 700 法人については、仮認定の申請は行わないものの、後述(3.)の地方団体の条例指定を受けて本認定並みの法人になると仮定する。

以上を踏まえて、仮認定法人の総受入寄附金額を計算する。すなわち、仮認定の一法人当たりの受入寄附金額を、特定非営利活動法人の受入寄附金額(中央値)並みの約 9 万円(同上アンケート調査。前々事業年度と前年事業年度の平均)とすると、約 700 法人×約 9 万円=約 6,300 万円(23 年度末想定)となる。

(税額控除分の計算)

- ・税額控除割合を50%(国税40%、地方税10%)、控除限度額を所得税額の25%とする。同上内閣府アンケート調査の個票(非公表)によれば一人当たりの特定非営利活動法人への寄附金額の中央値は約5,000円。平成20年の平均所得税額は69万円(国税庁 申告所得税標本調査 平成22年3月)であり、控除限度額の平均は約17万円。ほとんどの寄附金が控除限度額には達していないと想定される。
また、税額控除額が所得控除に伴うメリットを上回れば税額控除を選択すると考えれば、ほぼすべての者が税額控除を選択すると想定される。

- ・次に、寄附金控除の適用下限額※を踏まえた税額控除対象分の寄附金額を考える。平均的な寄附の姿を想定すると、一人当たり寄附金は約5,000円であり、2,000円が適用下限額なので、3,000円が税額控除対象分となる。これを参考にして、ざっくりと寄附金の約6割が税額控除対象分とみなす。

※国税2,000円。地方税(個人住民税)は現在5,000円だが、2,000円への引き下げを今回要望することを踏まえ、ここでは2,000円とおく。

- ・以上を踏まえて、認定特定非営利活動法人(仮認定を含む)に関する税額控除額(仮認定の場合でも寄附税額控除の割合は本認定と同様とする)。を荒々に計算すると、本認定法人と仮認定法人の総受入寄附金額、約9.6億円+約0.6億円=約10億円のうち6割の約6億円が税額控除対象分となる。これに税額控除割合50%をかけた約3億円(23年度末想定)が税額控除額となる。

(減収見込み額の計算)

- ・同上国税庁の統計によれば、平成20年の平均所得は526万円。この場合、年間課税所得は330~695万の間に収まることが想定され、その限界税率は20%である。

ここで平均的な寄附の姿(1人当たり5,000円の寄附)から、所得控除から税額控除への変化を考える。

○現状: 国税は所得控除、適用下限額2,000円。地方税は10%の税額控除、適用下限額5,000円。

国税: $(5,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 20\% = 600 \text{円}$

地方税: $(5,000 \text{円} - 5,000 \text{円}) \times 10\% = 0 \text{円}$

○改正後: 国税は40%の税額控除、適用下限額2,000円。地方税は10%の税額控除、適用下限額2,000円。

国税: $(5,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 1,200 \text{円}$

地方税: $(5,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 300 \text{円}$

減収額は、 $(1,200 \text{円} + 300 \text{円}) - (600 \text{円} + 0 \text{円}) = 900 \text{円}$ (国税600円、地方税300円)となる。これより、ここでは税額控除の約6割が減収分に相当し、内訳は国税が2/3、地方税が1/3になるとざっくりと仮定してしまう。

したがって、税額控除の総額約3億円の6割に相当する約1.8億円(国税約1.2億円、地方税約0.6

億円)を減収見込み額とする。

2. みなし寄附金の控除限度額の引き上げに伴う減収見込み

国税約 700 万円、地方税約 230 万円

(前提)認定特定非営利活動法人に関して、みなし寄附金の控除限度額を 50%(または 200 万円)に引き上げる(現行は 20%)。

【国税】

- ・ 内閣府が実施した認定特定非営利活動法人へのアンケート調査結果(非公表。上記アンケート調査とは別のもの)によれば、回答のあった法人のうち、みなし寄附金を活用した認定法人の比率の過去 2 年間の平均は約 8%である。
- ・ 同アンケートによれば、収益事業を実施した認定法人の平均所得は約 300 万円。
したがって、現行のみなし寄附金の平均損金算入額は、約 370 万円×20%=約 70 万円。一方、改正後のみなし寄附金の平均損金算入額は、約 370 万円×50%=約 185 万円と 200 万円との比較で、200 万円となる。
ゆえに、1 法人当たりの平均損金算入額の増加額は、200 万円－約 70 万円=約 130 万円となる。
- ・ 1.と同様に 23 年度末の認定法人数を約 400 法人とおく。このうち、みなし寄附金を活用する法人の数は、約 400 法人×約 8%=約 30 法人とする。
- ・したがって、損金算入の増加の総額は、約 130 万円×約 30 法人=約 3,900 万円。この分の法人税減収分は、約 3,900 万円×18%(所得 800 万円以下の法人税率)=約 700 万円。

【地方税】

- ・法人住民税(地方税)は、法人税(国税)の 5%が道府県民税、12.3%が市町村民税となる。
したがって、法人住民税の減収分は、約 700 万円×(5%+12.3%)=約 120 万円となる。
- ・事業税(地方税)は認定法人の平均所得は約 370 万円なので、所得の 2.7%(所得 400 万円以下)となる。
したがって、損金算入の増加分約 3,900 万円×2.7%=約 110 万円が事業税の減収分となる。
- ・したがって、地方税の減収分は、法人住民税と事業税の減少分である約 120 万円+約 110 万円=約 230 万円となる。

3. 個人住民税の寄附金税額控除に係る対象法人の拡大に伴う減収見込み

地方税約 900 万円(うち寄附金税額控除分 約 250 万円、みなし寄附金分約 650 万円)、国税約 3,500 万円(うち寄附金税額控除分 1,500 万円、みなし寄附金 2,000 万円)

(前提)都道府県、市町村が国税庁長官の認定を受けていない特定非営利活動法人への寄附金を条例に基づき指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除※を行う。

※「(寄附金税額－2,000円)×4%」を道府県民税から税額控除、「(寄附金税額－2,000円)×6%」を市町村民税から税額控除。ここでは、適用下限額も5,000円から2,000円に引き下げることとする。

- ・ 試算の基本的考え方は、以下のとおり。
- ① 条例指定の対象は、認定を得ていない特定非営利活動法人(つまり、一般のNPO法人)。
- ② 条例指定される法人のレベルについては、ここでは一方的に仮認定を受けられる程度の法人とおく(地方団体に認知されている法人＝一定程度の寄付者から一定程度の寄附金を集めている)。
- ③ 条例指定される法人のうち、都道府県からも市町村から指定される法人 1/3、都道府県のみから指定される法人 1/3、市町村のみから指定される法人 1/3と仮定。つまり、平均税額控除率は、 $(10\%+4\%+6\%)/3=$ 約 6.7%。
- ④ 条例指定される法人は、本認定並みの法人となるので「みなし寄附金」も適用され、それに伴う減収分も発生する。

以上を踏まえて、減収見込み額を計算する。

【地方税】

- ・ 条例指定される法人数。1.の考え方にしたがって、23年度末で約700法人が条例指定されるとする。
- ・ 1法人当たりの平均受入寄附金額。1.の考え方にしたがって、特定非営利活動法人並みの約9万円とみなす。
- ・ また、1と同様に寄附金控除の適用下限額を考慮して、総受入寄附金額の約6割が税額控除対象分であるとする。
- ・ 以上より、約700法人×約9万円×6割×約6.7%＝約250万円
が、条例指定される法人の税額控除額分になるが、これは新規の制度に基づくものであり、すなわち減収見込み額に等しい。

●さらに、条例指定の法人が本認定並みの法人となることに伴い、みなし寄附金(控除限度額50%(または200万円))の適用による控除分(＝減収見込み額)を計算する(上記④)。

【国税】

- ・ 条例指定を受けた700法人のうち2.にならってそのうちの約8% がみなし寄附金を活用すると仮定する。すなわち、条例指定された法人のうち、約700法人×約8%＝約56法人がみなし寄附金を活用すると仮定。
- ・ 一方、2.にもあるように、みなし寄附金の平均損金算入額は200万円となるので、損金算入の増加の総額は、200万円×約56法人＝約11,200万円。この分の法人税減収分は、約11,200万円×18%(所得800万円以下の法人税率)＝約2,000万円。

【地方税】

- ・ 2.と同様に計算すると、

法人住民税の減収分は、約2,000万円×(5%+12.3%)＝約350万円となる。

事業税(地方税)の減収分は、約 11,200 万円 \times 2.7% = 約 300 万円となる。

・したがって、地方税の減収分は、法人住民税と事業税の減少分である約 350 万円 + 約 300 万円 = 約 650 万円となる。

●くわえて、条例指定された約 700 法人に対する寄附金は、国税による税額控除を受けることになる。この条例指定は新たな制度なので、この税額控除分はすべて減収見込み額となる。

・ 1.の考え方にしたがって計算すると、

約 700 法人 \times 約 9 万円(1 法人当たりの受入寄附金額の中央値) \times 約 6 割(適用下限額を考慮にいれた税額控除分の割合) \times 40%(国税分の税額控除割合) = 約 1,500 万円となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の創設(所得税)
2	要望の内容	<p>公益法人に対する個人からの寄附金について、従前の寄附金控除(所得控除)に加え、新たに寄附金額の40%を税額控除する制度(※)を創設し、所得控除との選択制とする。</p> <p>※ 控除額は、所得税額の25%を上限とする。</p>
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。 ・国民が支える「新しい公共」を実現する。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議) ・「新しい公共」円卓会議における提案と制度化へ向けた政府の対応(「新しい公共」円卓会議) ・新成長戦略(平成22年6月18日 閣議決定)
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>15. 公益法人制度改革等</p> <p>1. 公益法人制度改革の推進</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人による公益活動の原資の重要な一つである寄附金について、寄附文化を醸成し、草の根の寄附を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額 ・税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>公益社団・財団法人の寄附金収入(公益活動の財政基盤)が増加されることにより、公益活動の拡大が見込まれる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>現時点(平成22年8月)において、約250の公益社団・財団法人が誕生。</p>
		<p>② 減収額</p> <p>初年度及び平年度: ▲450(百万円)</p>

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 寄附者の増加、寄附金額の拡大の結果、公益社団・財団法人への寄附金（公益活動の財政基盤）収入が増加することにより、公益活動が拡大する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額及び税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 寄附金を原資とする公益社団・財団法人による公益活動の拡大を図ることができなくなり、「民による公益の増進」「新しい公共」の実現が困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 税収減に相当する分について、公益社団・財団法人が「新しい公共」の担い手として、国民の多様なニーズにきめ細かく応える公益的なサービスを実施することとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国から直接の支出等によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、租税特別措置を講じることで、民間からの寄附金（公益活動の財政基盤）収入の拡大を支援することが「民による公益の増進」「新しい公共」という制度趣旨に沿っている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		<ul style="list-style-type: none"> ・「市民公益税制 PT 中間報告書」 ・「新しい公共」宣言 ・「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上の特例措置の拡充(個人住民税)
2	要望の内容	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十九号)第2条第3号に規定する公益法人を対象に、 1. 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げる。 2. 地方公共団体を通じた公益法人等への寄附について、寄附者の意思を尊重することができる環境を整備する。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成 22 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。 ・国民が支える「新しい公共」を実現する。 ----- 《政策目的の根拠》 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議) ・新成長戦略(平成 22 年6月 18 日 閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 15. 公益法人制度改革等 1. 公益法人制度改革の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人による公益活動の原資の重要な一つである寄附金について、寄附文化を醸成し、草の根の寄附を促進する。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・公益社団・財団法人への寄附者数・寄附金額 ・下限額の引き下げにより新たに税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公益社団・財団法人の寄附金収入(公益活動の財政基盤)が増加されることにより、公益活動の拡大が見込まれる。
8	有効性等	① 適用数等 現時点(平成 22 年8月)において、約 250 の公益社団・財団法人が誕生。
		② 減収額 初年度及び平年度: ▲70 百万円(実績: ▲650 百万円)

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 控除の下限額を引き下げることにより、寄附者の増加、寄附金額の拡大の結果、公益社団・財団法人の寄附金収入が増加することにより、それらによる公益事業の活動範囲が拡大する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額及び下限額の引き下げにより新たに税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 寄附金を原資とする公益社団・財団法人による公益活動の拡大を図ることができなくなり、「民による公益の増進」「新しい公共」の実現が困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 税収減に相当する分について、公益社団・財団法人が「新しい公共」の担い手として、国民の多様なニーズにきめ細かく応える公益的なサービスを実施することとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国から直接の支出等によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、租税特別措置を講じることで、民間からの寄附金(公益活動の財政基盤)収入の拡大を支援することが「民による公益の増進」「新しい公共」という制度趣旨に沿っている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		<p>・「市民公益税制 PT 中間報告書」 ・「新しい公共」宣言</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設(事業権(仮称)の事業期間以内での償却可能化)
2	要望の内容	<p>現在、公共施設の所有権を移転しないまま、民間事業者に対してインフラ等の事業権(事業運営に関する権利)を長期間に渡って付与するコンセッション方式の導入を検討中であるが、PFI法※第2条第5項に規定する選定事業者が、同法第10条第1項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業において、民間事業者に事業権を付与する場合に、当該事業権を事業期間以内で償却できるよう要望するもの。</p> <p>※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (新設)</p>
3	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	初
6	適用又は延長期間	無期限
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新成長戦略において、「国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある」「PFI制度にコンセッション方式(※)を導入し、…あわせて、…民間資金導入のための制度整備…など、PFI制度の拡充を2011年に行う」「PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す」とされている。</p> <p>(※)公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権(事業運営・開発に関する権利)を長期間にわたって民間に付与する方式。</p> <p>民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」において、「民間のリスクと経営努力を通じて、民間のリターンと国民・利用者の負担軽減を図るため、コンセッション方式の導入を図る」とされている。</p> <p>《政策目的の根拠》 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 民間資金等活用事業推進委員会 中間的とりまとめ(平成22年5月25日)</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○政策分野 経済財政政策 ○政 策 経済財政政策の推進 ○施 策 民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○民間資金等活用事業推進委員会 中間的とりまとめ(平成22年5月25日) 2020年までの次の11年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大を目指す。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 PFI事業の事業費</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 幅広い投資家の参加を促す要素を組み込んだ、新たな制度を構築することで、PFIの活用が飛躍的に進む。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成 23 年度 2件
		② 減収額	コンセッション方式を導入し、民間のビジネス機会の増大を図れば、法人税・所得税の増収が図られる(地方公共団体等が実施していた事業をコンセッション方式で民間事業者に発注した場合には増収となる)。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) 幅広い投資家の参加を促す要素を組み込んだ、新たな制度を構築することで、PFIの活用が飛躍的に進む。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) 2020 年までの次の 11 年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。 99 年末～09 年末(11 年間)のPFI事業規模(累計)は、約 4.7 兆円と見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) コンセッション方式を活用する民間事業者においては、事業権(仮称)に大きな投資を行うため、償却可能としなければコンセッション方式の普及が図れない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) コンセッション方式を導入し、民間のビジネス機会の増大を図れば、法人税・所得税の増収が図られる(地方公共団体等が実施していた事業をコンセッション方式で民間事業者に発注した場合には増収となる)。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	コンセッション方式を活用する PFI 事業を行う民間事業者においては、事業権(仮称)に大きな投資を行うため、事業権を償却可能とすることはコンセッション方式の普及を図るために的確かつ必要。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を図るとともに、経済成長や雇用創出等に資するため、コンセッション方式の導入やインフラファンドの形成促進等を支援する。</p> <p>予算措置と税制措置が車の両輪として動くことにより、優良なPFI事業が創生され、財政負担の軽減に資する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	PFI法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置の拡充
2	要望の内容	<p>・特例措置の対象</p> <p>PFI法※第2条第5項に規定する選定事業者が、同法第10条第1項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業により整備される公共施設等のうち、PFI法改正により新たに対象となる公共施設等。</p> <p>※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>現在、サービス購入型かつBOT方式の選定事業(PFI法第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者が法律の規定によりその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により整備される公共施設等に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、特例措置(サービス購入型かつBOT方式の選定事業について課税標準を2分の1に減免)が認められているが、PFI法改正により新たに対象となる公共施設等(公的賃貸住宅、船舶・航空機・人工衛星等の移動施設等)についても当該特例措置の対象とすること。(拡充)</p>
3	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成17年度、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の特例措置の創設(5年間)。また、平成22年度特例措置として、同措置を5年間延長。
6	適用又は延長期間	平成27年3月まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新成長戦略において、「国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある」とされており、また2011年にPFI制度の拡充を行うことにより、「PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す」とされている。</p> <p>民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)「中間的とりまとめ」において、「PFIを活用する範囲が限定されないことのないようにするため、船舶、人工衛星等の移動施設及び公的賃貸住宅をはじめとして、PFI施設の対象の見直しを行う」とされ、「事業に参加する民間企業が行政と同等の競争条件で事業遂行できるよう、税財政上の支援のあり方も含め、PFI制度を見直していく必要がある」とされている。</p>

		《政策目的の根拠》 ○新成長戦略(平成 22 年6月 18 日閣議決定) ○中間的とりまとめ(平成 22 年5月 25 日 PFI推進委員会報告)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	○政策分野 経済財政政策 ○政 策 経済財政政策の推進 ○施 策 民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○PFI推進委員会 中間的とりまとめ(平成 22 年5月 25 日) 2020 年までの次の 11 年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 PFI事業の事業費 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2020 年までの次の 11 年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大を達成することにより、社会資本ストックの効果的・効率的な新設・維持管理の実現に寄与することとなる。
8 有効性等	① 適用数等	(将来推計) — (過去実績) 特例措置の適用を受けたのは8者、11 施設。(内閣府民間資金等活用事業推進室調査)
	② 減収額	(将来推計) — (過去実績) 不動産取得税の減税額は 446 百万円、固定資産税・都市計画税の減税額は 451 百万円。(総務省「固定資産税の概要調書」より)
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) PFI法改正により拡大される対象施設についても、既存の税制特例措置の対象となるよう制度の拡充を行うことにより、拡大された対象施設におけるPFI整備促進が図られる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) PFI事業者の事業期間中における事業用資産の所有の有無が事業方式の選択に与える影響を軽減し、より望ましい方式のPFIの選択が可能となり、PFIを強力に推進する。 99 年末～09 年末(11 年間)のPFI事業規模(累計)は約 4.7 兆円と見込まれる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) PFI法改正により新たにPFI事業対象となる公共施設等について、PFI事業者の事業期間中における事業用資産の所有の有無が事業方式の選択に影響を与え、より望ましい方式のPFIの選択が困難となる可能性がある。

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成32年度)</p> <p>PFIの推進により2020年までの11年間で約10兆円以上のPFI事業規模を目指しており、相当程度の経済効果が見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	PFI法改正により拡大される対象施設についても、従来の税制特例措置対象と同様に税制特例措置の対象となるよう制度の拡充を行うことは、拡大された対象施設におけるPFI整備促進を図るため、的確かつ適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を着実に行うとともに、経済成長や雇用創出等に資するため、コンセッション方式等による新たなPFI事業の導入、インフラファンドの形成促進等を支援する。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体が、当該特別措置により税の影響を考慮せずBOT方式を選択できるようになれば、事業特性に応じたより望ましい方式のPFIの選択が可能となる。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置 (新設・拡充・延長)
2	要望の内容	<p>○「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めるため、平成22年前半を目処に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出するとされた。</p> <p>○これを受け、平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。</p> <p>※子ども・子育て新システムについては、平成23年通常国会に法案を提出、平成25年度の施行を目指す。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築するとされており、これを踏まえ、必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。</p>
3	担当部局	<p>担当：政策統括官（共生社会政策担当）少子化対策担当</p> <p>担当参事官 藤原 朋子（内線 44160） 代表☎ 03-5253-2111 担当補佐 杉田 香子（内線 44161） 直通☎ 03-3581-1403 担当者 塚田 晃成（内線 44158） FAX 03-3581-0992</p>
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>○ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要である。</p> <p>○ また、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することにより、社会全体で子どもと子育てを支える体制を実現することを目指す。</p>

			<p>《政策目的の根拠》 平成 22 年 6 月 29 日に、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(政策分野) 共生社会政策 (政策) 共生社会実現のための施策の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:) 平成 23 年の通常国会に法案提出予定。</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:) —</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:) —</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:) —</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税）
2	要望の内容	①対象地域 ア. 東海地震に係る地震防災対策強化地域 イ. 東南海・南海地震防災対策推進地域 ウ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 ②対象者 大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等 例 病院、劇場、百貨店、旅館、学校、火薬類・薬品等の工場、電気・ガス等の事業所等 ③対象資産：緊急地震速報受信装置及び関連設備 ④特別償却率：100分の20
3	担当部局	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和58年度 創設 昭和60年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 昭和62年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 平成元年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 平成3年度 適用期限2年延長、対象資産の拡充、特別償却率の引き下げ 平成5年度 適用期限2年延長 平成7年度 適用期限2年延長 平成8年度 対象地域の拡充 平成9年度 適用期限2年延長 平成11年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ 平成12年度 特別償却率の引き下げ 平成13年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ、適用対象者の限定 平成14年度 特別償却率の引き下げ 平成15年度 適用期限2年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ 平成17年度 適用期限2年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ 平成19年度 適用期限2年延長 平成21年度 適用期限2年延長、対象資産の改組、対象地域の拡充、特別償却率の引き上げ
6	適用又は延長期間	地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の適用期限を3年間（平成26年3月31日まで）延長する。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「大規模地震対策特別措置法」、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）は、特に大規模地震の発生の切迫性が高く、甚大な被害が予想されることから、行政だけでなく当該地域に存する事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。

			<p>《政策目的の根拠》 大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	8-1 防災対策の推進
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 税制適用対象地域における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 対象資産の普及状況</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該税制適用地域対象に実施した平成20年10月の調査では、普及率が7%にとどまっている現状が明らかになった。対象資産である緊急地震速報受信装置は21年度から追加されたばかりであり、行政だけでなく、地域の事業者・住民を巻き込んだ普及啓発の取組が不可欠であり、それにインセンティブを与えるものとして当該税制は有効である。</p>
8	有効性等	① 適用数等	21年度より対象資産を変更しており、その実績件数等は調査中である。 (なお、調査は9月初旬ごろをメドに取りまとめる予定)
		② 減収額	21年度より対象資産を変更しており、その実績額等は調査中である。 (なお、調査は9月初旬ごろをメドに取りまとめる予定)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 「地震防災戦略」に定める目標の達成に向けて、施設の利用者の生命・身体の安全の確保、機械停止等による被害拡大防止が図られるよう、強化地域及び推進地域に存する事業者による緊急地震速報受信装置等の設置を促進しているところ。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 地震防災対策を推進するため、不特定多数の者が利用しており被災時に大きな混乱が生じ被害が拡大するおそれがある施設や、危険物取扱施設等周辺地域に大きな被害を及ぼす蓋然性の高い施設など、対策実施の優先度が高い施設等に対象を絞って、地震防災対策を戦略的に実施していくことが重要である。また、災害対策を進める上で、今後は国等による「公助」だけでなく、国民一人ひとりや企業が自ら考えて取り組む「自助」、地域の多様な主体が協働する「共助」が重要であり、「自助・共助」の取組を喚起するためのインセンティブを与える施策が求められている。</p> <p>このような考え方に立ち、強化地域・推進地域に存する、病院・劇場・百貨店・旅館等の不特定多数の者が出入りする施設を管理する者、石油類・火薬類・高圧ガス等の危険物の製造・貯蔵等を行う施設を管理する者、鉄道事業等の一般旅客運送に関する事業を運営する者、学校・社会福祉施設・電気事業・ガス事業・水道事業・大人数が勤務する工場等の重要な施設又は事業を管理・運営する者を優先対象として、本租税特別措置により一定の地震防災対策用資産の取得を促し、</p>

			<p>各地域での地震防災体制の構築を進めてきたところであるが、現時点で政策の達成目標の実現に至っていないと考えられることから、引き続き本租税特別措置を講じる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>緊急地震速報受信装置の導入により、主要動到達前の避難経路確保や製造機械の停止などの措置をとることができたケースが、平成20年の岩手・宮城内陸地震などで見られた。本租税特別措置が延長されない場合、緊急地震速報受信装置の普及が遅れ、近く発生する可能性のある東海地震や東南海・南海地震などが発生した場合の被害の発生、拡大を抑制することができず、地震防災戦略の目標を達成できない恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>緊急地震速報の利活用の実態として、平成21年8月11日の駿河湾を震源とする地震や平成22年3月14日の福島県沖の地震の際に、デパートや小売店で館内放送を行い客の誘導に生かされたケースや、工場や倉庫において従業員の安全確保、機械の停止による被害防止策が取られたケースなどがあつた。今後、より普及が進むことでこういった予防策がとられやすくなり、被害拡大の防止に資するものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成19年3月の中央防災会議で内閣総理大臣より「緊急地震速報を政府一体となって、国民への普及・啓発に取り組んでいただくようお願いしたい」とのご発言があつたことを踏まえ、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議」が設置された。同会議を中心に政府一体となった取組を展開しているところであるが、一般に災害対策を進める上では国等による「公助」だけでなく、国民一人ひとりや企業が自ら考えて取り組む「自助」、地域の多様な主体が協働する「共助」が重要とされており、そういった「自助・共助」の取組を喚起するインセンティブを与える必要がある。ここで租税特別措置というインセンティブを与えることにより、地震防災対策用資産の取得時コストを軽減し、当該資産の導入を通じた地域防災力向上を図ることが可能となる。</p> <p>また、法的規制や義務付けについては以下の考え方により行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策誘導により自発的意思による設置・取得を促すことが、「自助・共助」の取組を喚起するという考え方に沿うものであり、法的規制はその次のステップであること。 緊急地震速報の一般向けの提供開始から日が浅く、利活用の実態として被害防止策が取られた事例があるものの、義務付けに至るまでの十分な事例が蓄積されておらず、当面はインセンティブを与えての普及促進に努めるのが適当であること。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置は現在のところ講じられていない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>気象庁「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」や、それを受けた平成19年3月の中央防災会議において、阿部勝征東大名誉教授(前述の検討会座長)より「緊急地震速報の利活用の促進、利活用に伴う混乱防止に向けた政府一丸の取組が必要」とのご発言があつた。</p>

		また、同氏を会長とする緊急地震速報利用者協議会より、平成 21 年度税制改正に際して「緊急地震速報の受配信に係る設備・機器等」を対象資産としてほしい旨の要望書が提出された。この中で、緊急地震速報受信装置が地震防災に役立つほか、特別償却制度の適用により法人等の対象資産の設置に弾みがつくと述べられている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置	
2	要望の内容	新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が、平成19年7月16日の発災日から平成23年3月31日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わる家屋を取得等した場合、これを取得等した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4年度分の当該家屋に係る固定資産税、都市計画税について、従前の家屋の床面積に相当する部分に係る固定資産税、都市計画税の2分の1を減額する措置について、その取得等の期限を2年間延長する。	
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)付	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設	
6	適用又は延長期間	2年(平成25年3月31日取得等分まで)延長を要望	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋を取得等する場合における固定資産税、都市計画税について、特例措置を延長することにより、当該家屋の取得等を促進し、新潟県中越沖地震の被災者支援と被災地の復興を図る。 《政策目的の根拠》 防災基本計画 第2編 震災対策編 第3章 災害復旧・復興 第4節 被災者等の生活再建等の支援 ○国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	8-1 防災政策の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新潟県中越沖地震災害の被災者の生活再建 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新潟県中越沖地震災害により全壊した家屋(住家のみ)の再建率

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 被災家屋の代替取得等により被災者の生活再建が促進されることで、被災地全体の復興につながる。
8	有効性等	① 適用数等	平成 20 年度 87 件 (うち、19 年新規取得分 87 件) 平成 21 年度 1,957 件 (うち、20 年新規取得分 1,870 件) 平成 22 年度(見込)2,696 件(うち、21 年新規取得分 739 件) 平成 23 年度(見込)3,038 件(うち、22 年新規取得分 342 件)
		② 減収額	平成 20 年度 固定資産税 1,684 千円 都市計画税 127 千円 (うち、19 年新規取得分 固定資産税 1,684 千円 都市計画税 127 千円) 平成 21 年度 固定資産税 54,392 千円 都市計画税 2,664 千円 (うち、20 年新規取得分 固定資産税 52,766 千円 都市計画税 2,541 千円) 平成 22 年度(見込)固定資産税 77,534 千円 都市計画税 4,166 千円 (うち、21 年新規取得分 固定資産税 23,142 千円 都市計画税 1,502 千円) 平成 23 年度(見込)固定資産税 87,903 千円 都市計画税 4,583 千円 (うち、22 年新規取得分 固定資産税 9,198 千円 都市計画税 417 千円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度~21 年度) 被災地は未だ復興途上にあり、個人所得の低迷等から被災地の生活再建が十分に進んでいない状況にあることから、早期の生活再建の促進を図るため、特例措置の適用期限の延長が必要不可欠である。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度~21 年度) 平成 19 年 2.1% 平成 20 年 37.9% 平成 21 年 47.7% ----- 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度~24 年度) 特例措置が延長されないことにより、住宅再建をさらに延期若しくは断念せざるを得ない被災者が増加することが考えられ、被災地全体の復興が一層遅れることになる。 ----- 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 19 年度~21 年度) 被災者の生活再建が促進され、被災地全体の復興に寄与している。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	被災者にとって、固定資産税(都市計画税)の減税特例措置は、生活再建のため多大な出費を強いられる中、住宅再建後の負担軽減措置として必要不可欠である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、被災地域の復興に寄与することとなる。

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の拡充	
2	要望の内容	<p>全国的に航空機燃料税の税率が軽減された場合においても、沖縄路線（沖縄島—本土）に係る現行の優遇措置の政策効果を維持するため、沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置を、現行の 13,000 円/1kl から、7,500 円/1kl に拡充する。</p> <p>※航空機燃料譲与税については、自治体による空港対策に充てられることから、これを除く、1/2 相当の軽減を要望。</p> <p>【参考】本則の軽減要望 (現行) 26,000 円/1kl → 15,000 円/1kl</p>	
3	担当部局	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室 産業振興担当参事官室	
4	評価実施時期	未定	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 9 年度：制度創設（本則の 3/5 に軽減） 平成 11 年度：拡充（本則の 1/2 に軽減） 平成 14 年度：5 年間の延長（平成 18 年度末まで） 平成 19 年度：5 年間の延長（平成 24 年度末まで） 平成 22 年度：拡充（貨物機を対象に追加）	
6	適用又は延長期間	現行の沖縄振興特別措置法等に基づき、軽減措置を実施する期間（平成 24 年 3 月 31 日）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の自立的発展に資するため、沖縄振興計画上の重要な施策である観光の振興や国際物流拠点の形成に向け、航空機に対する航空機燃料税に係る軽減措置を創設することにより、本土からの観光客の安定的な確保及び国際物流拠点としての那覇空港の国際競争力の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号） 沖縄振興計画（平成 14 年 7 月 10 日内閣総理大臣決定）</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	「沖縄政策」－ 「沖縄政策の推進」－ 「沖縄における産業振興」

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの県内消費額の増加 ・ 那覇空港の国際貨物取扱量 40万トン/年 <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの県内消費額、那覇空港の国際貨物取扱量</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>観光振興、国際物流拠点の形成は、沖縄振興における重要分野であることから、入域観光客数、那覇空港における国際貨物の取扱量等の増加は、政策目的の達成に寄与するもの。</p>
8	有効性等	① 適用数等	沖縄路線を就航するすべての航空機に適用。
		② 減収額	<p>那覇空港における航空機燃料税の軽減額</p> <p>平成 20 年：9,455 百万円</p> <p>19 年：9,625 百万円</p> <p>18 年：9,535 百万円</p> <p>17 年：8,849 百万円</p> <p>17 年：8,442 百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年～21 年）</p> <p>空港使用料（本土の空港及び那覇空港における着陸料・航行援助施設利用料）の軽減など他の支援措置とあいまって、沖縄路線（沖縄島ー本土）に係る航空運賃の低廉化が図られ、本土からの観光客の安定的な確保に寄与している。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年～21 年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入域観光客数：564 万人（18 年）→565 万人（21 年） ・ 観光客一人当たりの県内消費額：72,797 円（18 年）→69,094 円（21 年） ・ 観光収入：4,104 億円（18 年度）→3,904 億円（21 年） <p>平成 20 年には入域観光客数は、605 万人と過去最高を記録。その後、世界同時不況の影響により落ち込みをみせたものの、本年 7 月まで 6 か月連続して前年同月実績を上回っており、回復傾向にある。</p> <p>本措置が、沖縄地域の経済活性化の促進に一定の効果を発揮している。</p> <p>なお、貨物便への適用は、平成 22 年度税制改正により措置。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 18 年～21 年）</p> <p>入域観光客数の減少、国際貨物取扱量の減少（貨物便への適用は、平成 22 年度税制改正により措置）</p>

			《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成18年～21年） 航空運賃の低廉化を通じて、入域観光客数、国際貨物取扱量の安定的確保（貨物便への適用は、平成22年度税制改正により措置）
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本土からの遠隔地にあるという地理的事情に鑑み、航空機燃料税の軽減は、政策目的の実現に効果的な手段。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		未実施

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「国際戦略総合特区」(仮称)における特例措置
2	要望の内容	<p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略推進計画」(仮称)において定める「国際戦略総合特区」(仮称)において、</p> <p><国 税></p> <p>①同計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備並びに構築物を取得、製作又は建設した場合、取得価額の一定割合に相当する額を、事業の用に供した事業年度の法人税額から控除する特例措置の創設【法人税に係る投資税額控除】。</p> <p>②同計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備並びに構築物を取得、製作又は建設した場合、事業の用に供した年度の減価償却限度額は、取得価格の一定割合に相当する額(特別償却限度額)と普通償却限度額の合計額とする特例措置の創設【法人税に係る特別償却】。</p> <p>③同計画に記載された事業を実施しようとする者が、特区内において行われる認定事業により生じた当該事業年度の課税所得の一定割合に相当する額を、損金に算入することができる特例措置の創設【法人税に係る所得控除】。</p> <p>※①～③については、事業者の判断により、いずれか1つの選択制とする。</p> <p>④同計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業に係る研究開発を実施した場合、当該研究に係る費用の一定割合に相当する額(当該事業年度の法人税額の一定割合に相当する額を上限とする)を、研究開発を実施した事業年度の法人税額から控除する等の特例措置の創設【法人税に係る研究開発投資税額控除】。</p> <p>⑤同計画に記載された事業を実施しようとする者として、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受けた(P)事業者について、個人投資家が認定後3年以内に当該事業者に出資した場合、当該投資家の投資年度の総所得額から一定額を控除する特例措置を創設【所得税に係る投資控除】。なお、新しい公共として社会的課題に取り組む事業にあっては、投資の直前期までの営業キャッシュフローが赤字であることを要しない。</p> <p>⑥同計画に記載された事業でかつ公益的なものを実施しようとする者が、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受け、当該事業の用に供する不動産を取得した場合、当該不動産の登記に係る登録免許税を減免する特例措置の創設【登録免許税の減免】。</p> <p><地方税></p> <p>⑦所得税及び法人税について上記措置が認められた場合、個人住民税(所得割)、法人住民税(法人税割)及び事業税について同様の効</p>

		果を適用する。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	2020年まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成すること。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）</p>
		—
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「国際戦略総合特区」(仮称)内における企業の新規誘致件数、新規設備投資額、研究開発投資額、当該企業への出資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数 等</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、2020年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められている。</p>
8	有効性等	① 適用数等
		② 減収額
		「国際戦略総合特区」（仮称）5ヶ所程度において適用すると仮定。
		<p><国 税> 500億円前後 <地方税> 200億円前後 ※いずれも、地域活性化総合特区との合算</p>

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することを目的としており、将来的には、税收減を上回る追加的な税收が期待できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む」と定められている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「総合特区制度」の趣旨として、「地域の責任ある戦略」に基づき、「民間の知恵と資金、国の施策の『選択と集中』の観点を最大限活かす」と定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「地域活性化総合特区」(仮称)における特例措置
2	要望の内容	<p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣による認定を受けた「地域活性化特区計画」(仮称)において定める「地域活性化総合特区」(仮称)において、</p> <p><国 税></p> <p>①同計画に記載された事業を実施しようとする者として、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受けた(P)事業者について、個人投資家が認定後3年以内に当該事業者に出資した場合、当該投資家の投資年度の総所得額から一定額を控除する特例措置を創設【<u>所得税に係る投資控除</u>】。なお、社会的課題に取り組む事業にあつては、投資の直前期までの営業キャッシュフローが赤字であることを要しない。</p> <p>②同計画に記載された事業でかつ公益的なものを実施しようとする者が、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受け、当該事業の用に供する不動産を取得した場合、当該不動産の登記に係る登録免許税を減免する特例措置の創設【<u>登録免許税の減免</u>】。</p> <p><地方税></p> <p>③所得税について上記措置が認められた場合、個人住民税(所得割)及び個人事業税について同様の効果を適用する。</p>
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	2020年まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p style="text-align: center;">—</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「地域活性化総合特区」(仮称)内における企業への出資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数 等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。</p>
8	有効性等	① 適用数等	「地域活性化総合特区」(仮称)50ヶ所程度において適用すると仮定。
		② 減収額	<p><国 税> 500億円前後 <地方税> 200億円前後 ※国際戦略総合特区との合算</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られ、地域力が向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、地域戦略として志のある資金を結集すべき事業や、地域資源を最大限活用するために必要な事業が十分に実施されない結果、地域力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図ることを目的としており、将来的には、税収減を上回る追加的な税収が期待できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域戦略として志のある資金を結集すべき具体的事業や、地域資源を最大限活用するために必要な具体的事業は、事業者の知恵と工夫を活かすことが重要であるため、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、『新しい公共』との連携を含めた政策パッケージを講じる」と定められている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「総合特区制度」の趣旨として、「地域の責任ある戦略」に基づき、「民間の知恵と資金、国の施策の『選択と集中』の観点を最大限活かす」と定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	環境未来都市整備地域における税制上の特例措置
2	要望の内容	<p><国税・地方税></p> <p>環境未来都市整備促進法(仮称)に基づき、環境未来都市整備地域において税制のグリーン化等の所要の措置を講ずる。</p>
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	2020 年まで
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)に位置付けられた環境未来都市構想を実現する。</p> <p>《21 世紀の日本の復活に向けた 21 の国家戦略プロジェクト》</p> <p>強みを活かす成長分野</p> <p>I. グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト</p> <p>2. 「環境未来都市」構想</p> <p>未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」を創設する。具体的には、内外に誇れる「緑豊かな、人の温もりの感じられる」まちづくりのもとで、「事業性、他の都市への波及効果」を十分に勘案し、スマートグリッド、再生可能エネルギー、次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギーマネジメントシステムの構築、事業再編や関連産業の育成、再生可能エネルギーの総合的な利用拡大等の施策を、環境モデル都市等から厳選された戦略的都市・地域に集中投入する。</p> <p>このための新法を整備する(環境未来都市整備促進法(仮称))。関係府省は、次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中し、規制改革、税制のグリーン化等の制度改革を含め徹底的な支援を行う。また、都市全体を輸出パッケージとして、アジア諸国との政府間提携を進める。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)</p>
	①: 政策目的及びその根拠	
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	—

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境未来都市整備地域における環境関連新規市場規模、環境分野の新規雇用、温室効果ガスの排出削減量等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新成長戦略に位置付けられた環境未来都市構想を実現するためには、国内外に普及展開を図ることができる世界トップクラスの成功事例を生み出すことが必要である。そのためには、租税特別措置等の総合的な政策パッケージを活用しながら、環境未来都市整備地域における環境分野に対する集中投資を行うこと重要である。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 環境未来都市整備地域における環境分野に対する集中投資により、関連する個別の製品等の普及拡大のみならず、関連産業の集積や産業間の連携強化等を通じて、新たな技術、仕組み、サービス、まちづくりの創出にもつながる。その上で、国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 環境未来都市整備地域における環境分野に対する集中投資により、新たな市場と雇用を生み出すとともに、温室効果ガス排出量等の環境負荷を低減させることができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 租税特別措置等と予算上の措置等との相乗効果が失われれば、環境分野に対する投資が十分に進まず、新たな技術、仕組み、サービス、まちづくりの創出に時間を要し、海外への展開を図るタイミングを逸してしまう可能性があること、また、国内外に普及展開を図ることができる水準の成功事例を生み出すことができなくなる可能性があること等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 租税特別措置等により実現しようとする政策目的に記載したとおり、最終的には、世界トップクラスの成功事例を国内外に普及展開し、新たな経済成長につなげることを目的としており、将来的には、税収減を上回る追加的な税収が期待できる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	企業の投資は、各企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、各企業の投資を促進する施策を講ずる必要がある。その際には、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新成長戦略において、「関係府省は、次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中し、規制改革、税制のグリーン化等の制度改革を含め徹底的な支援を行う。」と明記されていることを踏まえ、環境未来都市整備地域において、租税特別措置、予算上の措置等を総合的な政策パッケージとして講ずる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	環境未来都市整備地域において、租税特別措置、予算上の措置等を総合的な政策パッケージとして講ずることにより、当該地域の活性化に資するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置	
2	要望の内容	<p><適用対象> 次世代育成対策推進法に基づく「くるみんマーク」を取得しており、当該措置の適用事業年度において、現在無業であり、かつ、前職の離職時から1年以上経過している女性（以下「再就職を希望する女性」）を20名以上正規職員として雇用した企業</p> <p><措置の内容> 例えば、適用事業年度において再就職を希望する女性を20名以上正規職員として雇用した場合に、当該女性職員の人件費の30%を法人税額から控除する（さらに、翌事業年度においても、初年度と同額を法人税額から控除する）措置を創設する。または、法人税額の控除に替えて、資産の割増償却を認める等の措置を創設することについて、その効果を踏まえながら検討する。</p>	
3	担当部局	男女共同参画局	
4	評価実施時期	—	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規	
6	適用又は延長期間	2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 出産・育児を機に退職し、現在無業であるが就業を希望している女性の正規職員としての再就職を促進する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)、「第3次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方(答申)」(平成22年7月23日男女共同参画会議)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>12. 男女共同参画社会の形成の促進</p> <p>1. 男女共同参画社会の形成の促進</p> <p>(6) 女性の参画拡大に向けた取組</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 25～44歳の女性の就業率73%</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 25～44歳の女性の就業率</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 M字カーブの要因として、就業を希望する女性は多くいるにも関わらず、出産</p>

			等を機に退職した女性の再就職が困難であることが挙げられる。そのため、企業に対し、再就職を希望する女性を雇用するためのインセンティブを付与することは、女性の就業者数を増やすことにつながる。
8	有効性等	① 適用数等	72 企業
		② 減収額	(法人税額の控除の場合) 法人税 1263 百万円 法人住民税 218 百万円 ※ 別添資料参照 (割増償却の場合) 試算中
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 25～44 歳の女性のうち、就業を希望する女性は 184 万人にものぼる。また、出産等を機に退職した女性の再就職には困難が伴う状況にある。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 企業に対し、再就職を希望する女性の正規雇用のためのインセンティブを付与することで、女性の再就職が促進される。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 就業を希望する女性の数や、女性の再就職が困難な状況は継続すると考えられる。
			《税収減を是認するような効果の有無》 少子高齢化による労働力不足が懸念されていることから、仮に出産等による就業の中断がある女性でも、それまでの就業経験を生かして就業することができる環境の整備は、長期的な経済成長の維持につながる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	実際に負担した人件費の額に応じた優遇措置を受けられることは、一律の額が給付される補助金と比較して企業にとってより強いインセンティブとなる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

女性の再就職促進のための税制上の優遇措置（法人税額の控除）

適用数見込・減収見込額について

● 適用数見込について

くるみんマーク取得企業が全国で 717 企業（平成 21 年 6 月末時点）であることから、そのうちの 1 割が優遇措置の適用を受けると想定。

$$\begin{aligned} 717 \times 0.1 &= 71.7 \\ &\approx 72 \text{ 法人} \end{aligned}$$

● 減収見込額について

- ・ 適用を受ける 72 企業が、それぞれ 20 名ずつ再就職を希望する女性を雇用したと仮定。
- ・ 各企業は、雇い入れた女性の正規職員 20 名に対し、女性の正規職員の平均賃金月額 244,800 円（平成 21 年賃金構造基本統計調査（全国））を適用事業年度（12 ヶ月間）に支給したと仮定。
- ・ 税額控除割合は 30%

<試算式>

法人税額の減収見込額（初年度）

$$\begin{aligned} &= (\text{平成 21 年 6 月末時点} \cdot \text{くるみんマーク取得企業の 1 割}) \\ &\quad \times (\text{優遇措置を受けるために最低限必要な雇用者数}) \\ &\quad \times (\text{女性の正規職員の平均賃金 (年額)}) \\ &\quad \times (\text{税額控除割合}) \\ &= 717 \times 0.1 \times 20 \times 244,800 \times 12 \times 0.3 \\ &= 1,263,755,520 \\ &\approx 1263 \text{ 百万円} \end{aligned}$$